

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成18年3月27日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約（当該物品に係る役務の提供が含まれる契約を含む。）で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 役務の提供を受ける契約で、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要がある業務又は相当の初期投資若しくは訓練等の準備期間を必要とする業務に係るもの

(契約期間)

第3条 前条の長期継続契約を締結することができる契約の契約期間は、6年以内とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。